

令和元年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る 企画書募集要領

1 総 則

令和元年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本令和元年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業の内容は、別添「血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書作成のための仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 事業実施期間

契約締結日から令和2年3月13日（金）まで。

4 予算額

業務の予算額は7,472千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内を予定している。なお、採択1件あたりの予算額は約747千円である。

また、上記委託金額は、変動する可能性があり、変動後は速やかに受託者に通知する。

5 参加資格

- (1) 都道府県ごとに組織されている地域医療の代表者及び医療機関の管理者等の委員から構成された「合同輸血療法委員会」の研究代表者であること。
- (2) 国をはじめとして、各地方公共団体等関係機関、関係団体との各種調整を円滑に行うことが可能な者であること。
- (3) 本事業の趣旨を十分理解し、十分な調査結果を得ることが可能な者であること。

6 企画競争説明書に対する質問受付及び回答

(1) 受付先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課 担当：富樫、目黒

TEL 03-5253-1111（内線2914）

FAX 03-3507-9064

(2) 受付期間

令和元年6月4日（火）までの10:00～18:00

(3) 受付方法

FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

(4) 回答

令和元年6月6日（木）までに企画競争参加者に対してFAXにて行う。

7 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- 仕様書に基づいた研究計画書を（別紙1）に従って作成する。
- ① 令和元年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業 研究計画書
 - ② 合同輸血療法委員会設置要綱等
 - ③ すでに組織されている合同輸血療法委員会においては、その活動内容を示すもの
 - ④ 暴力団に該当しない旨の誓約書（別紙2）

(2) 提出期限等

① 提出期限

令和元年6月20日（木）18時（必着）

② 企画書等の提出場所及び作成に関する問い合わせ先

6 (1) に同じ

③ 提出部数

各5部（別紙2の誓約書は1部）

④ 提出方法

郵送とする。

⑤ 提出に当たっての注意事項

- ア 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- イ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 一者当たり1件の研究計画書を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
- エ 虚偽を記載した研究計画書等は、無効とする。
- オ 参加資格を満たさない者が提出した研究計画書等は、無効とする。
- カ 研究計画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- キ (1) ④の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、企画書等を無効とする。

8 評価の実施

- (1) 「令和元度血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書等評価基準」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、業務の目的に合致し、かつ評価の高い企画書等を提出した10者を選定し、契約候補者とする。選定にあたっては、評価事項のうち、①血液製剤適正使用推進体制と②血液製剤使用事業計画が高評価の5者程度と、③血液製剤適正使用推進体制・血液使用事業の発展性が高評価の5者程度とし、両者は重複して選定されないものとする。その際、必要に応じ事業の実施に係る条件等を付する場合がある。
- (2) 評価結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

9 その他

- (1) 企画書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 詳細については仕様書に従うものとする。

別紙 1

令和元年度 血液製剤使用適正化方策調査研究事業 研究計画書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省医薬・生活衛生局長 殿

住 所 〒

所属機関

フリカヂナ

研究代表者 氏 名

TEL・FAX

E-mail

令和元度血液製剤使用適正化方策調査研究を実施したいので次のとおり研究計画書を提出する。

1. 研究課題名 :

2. 経理事務担当者の氏名及び連絡先（所属機関、TEL・FAX・E-mail）：

氏 名 所属機関

TEL FAX

E-mail

3. 合同輸血療法委員会組織（現時点では参加予定でも可）

①研究者名	②分担する研究項目	③所属機関及び 現 在 の 専 門 (研究実施場所)	④所属機関 における 職名

4. 研究の概要（①今年度予定されている適正使用研究計画の有効性と実現性、研究成果の活用可能性、近隣都道府県・ブロックへの取組の啓発、②現状の事業体制についての問題点の現状分析と策定された改善案の妥当性、改善の数値目標の設定、設定された数値目標における改善の大きさ、その実現可能性等、を記載すること。）

5. 代表者又は応募する地域で血液製剤適正使用に関連して取り組んできた状況

別紙2

誓 約 書

私 ○○合同輸血療法委員会 <代表者名>は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはございません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所

○○合同輸血療法委員会 <代表者名>

生年月日